長崎銀行

積立定期預金規定（エンドレス型）

１．（預入の方法）

(1)　この預金の預け入れは、１回１円以上とします。

(2)　この預金は、口座振替によるほか現金により、当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。なお、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

２．（預金の種類）

この預金は、預入日の 1 年後の応当日を据置期間満了日、3 年後の応当日を最長預入期限とする 1 口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとします。

３．（自動継続等）

(1)　この預金は（第 6 条による一部解約後の残りの預金を含む。）は最長預入期限にその元利金の合計額、および最長預入期限に新たな自動預け入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2)　継続された預金についても前項と同様とします。

(3)　継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当行に申し出てください。

４．（預金の支払時期等）

(1)　この預金は、継続停止の申し出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。

(2)　満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対しその 1 か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1 万円以上の金額で指定してください。

(3)　満期日は、前項に準じてこの口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。

(4)　第 2 項または第 3 項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

(5)　第 2 項または第 3 項により定められた満期日以後に解約されないまま 1 か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

５．（利息）

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　１年以上２年未満……当行所定の「２年未満」利率

②　２年以上……当行所定の「２年以上」利率

（以下「２年以上利率」といいます。）

(2)　この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第１項の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)　この預金を、定期預金・通知預金・定期積金　共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金　共通規定第４条第４項により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともに支払います。

①	６か月未満	解約日における普通預金の利率
②	６か月以上１年未満	２年以上利率×40％
③	１年以上１年６か月未満	２年以上利率×50％
④	１年６か月以上２年未満	２年以上利率×60％
⑤	２年以上２年６か月未満	２年以上利率×70％
⑥	２年６か月以上３年未満	２年以上利率×90％

(4)　この預金の付利単位は１円とします。

６．（預金の解約）

(1)　この預金を解約するときは、定期預金・通知預金・定期積金　共通規定第４条各項により取扱います。

(2)　この預金は、解約する預金を指定し、その預金の全部、または一部の金額で支払請求することができます。

①　一部支払

その預金が１万円以上で据置期間経過後の場合、その預金の一部１万円以上円単位（ただし、残り明細預金額が 100 円以上）まで、その預金の一部金額を解約します。

②　明細解約支払

１口の明細、または複数の明細の預入番号を指定することにより、その預金の明細の全額を解約します。

③　概算解約支払

ご希望の金額を指定することにより、その金額に達するまで明細の全額を解約します。なお、明細が複数の場合は、預入日（３年を超えた場合は継続日）の古いものから解約します。

以　上

（2026 年 10 月 1 日現在）